

仕様書

1. 総則

1-1 業務名

自動車騒音常時監視面的評価業務

1-2 目的

環境省水・大気環境局が配布する面的評価支援システムを使用し、「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成 23 年 9 月）及び「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月）に沿った評価対象路線の環境基準達成状況の把握及び面的評価を行い、福山市における自動車騒音状況の把握と、環境省への報告（令和 5 年度報告）を行うものである。

1-3 委託期間

契約締結日から 2025 年（令和 7 年）3 月 31 日までとする。

ただし、令和 5 年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）に基づく報告は、環境省への報告期限（2024 年（令和 6 年）8 月 30 日）までに行うものとする。

1-4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号）
- (4) 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 環水大自発 110914001 号）
- (5) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）
- (6) 令和 5 年度自動車騒音常時監視結果報告要領
- (7) 面的評価支援システム操作マニュアル
- (8) その他関係法令等

1-5 貸与資料

本業務の遂行にあたり、発注者は本業務の受注者に以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 平成 27 年度道路交通センサスデータ
- (2) 都市計画用途地域図
- (3) 令和 5 年度自動車騒音測定データ（2-3 (3)参照）
- (4) 過年度自動車騒音常時監視業務成果（令和 4 年度報告）

- (5) 住宅地図 (Zmap-TOWNⅡ 2014) 広島県福山市 (株式会社ゼンリン製)
- (6) その他業務遂行上必要と認められた資料

なお、業務遂行に際し必要な面的評価支援システム及びGISエンジンについては受注者が用意するものとする。また、令和6年8月に予定されている環境省への報告までに面的評価支援システムのバージョンアップが行われた場合は、最新版を使用して本業務を実施するものとする。

1-6 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく第三者に譲渡、貸与及び公表してはならない。

1-7 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務完了届
- (2) その他発注者が必要とする書類

1-8 打ち合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義をただすものとし、その内容についてはその都度受注者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。

また、仕様書について疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとし、受注者の一方的な解釈は行わないものとする。

1-9 関係官庁への手続き

受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。

また、受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意をもって対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく発注者に届け出なければならない。

1-10 土地への立ち入り

受注者は、業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、発注者と十分な協議を行い業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

また、受注者は、業務実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去または土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ発注者に報告するものとし、発注者の指示を持って所有者の承諾を得るものとする。

1-11 成果品の提出

受注者は、業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を早急に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

また、受注者は、仕様書に定めのある場合または発注者が指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

1-12 検査

受注者は、業務完了届を提出する際には、契約図書に義務づけられた資料の整備がすべて完了した後に発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、発注者立ち会いのもとに、以下の検査を受けるものとする。

- (1) 成果品の検査
- (2) 業務等管理状況の検査

なお、上記の検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受注者は速やかに修補を行わなければならない。

2. 業務内容

本業務における作業内容は以下のとおりである。

2-1 初期設定

面的評価支援システムを使用するために必要な以下の設定を行うものとする。

- (1) 都道府県・市区町村コード
- (2) GIS地図設定
- (3) 縮尺率
- (4) 画面表示
- (5) 基準年度
- (6) 評価基準
- (7) 評価対象道路
- (8) 都市計画用途地域
- (9) 環境基準類型指定地域
- (10) 道路に面する地域
- (11) 距離帯
- (12) 建物階数高さ
- (13) 建物用途
- (14) 環境基準類型指定地域の残留騒音設定
- (15) 背後地騒音推計式
- (16) 騒音レベル等高線図
- (17) 評価区間状況
- (18) 街区状況
- (19) 建物状況

2-2 調査

(1) 道路調査

発注者が策定した計画に基づき、表1に示す6区間の道路の状況について、評価区間を設定するために道路調査を行い、道路構造条件、騒音対策状況及び交通流条件等を整理する。

調査に当たっては、住宅地図等に車線数、規制速度、対策状況、舗装面、歩道等の幅員の変動等を記載し、状況が変更するたびに道路横断面を記載する。

(2) 沿道調査

表1に示す6区間の建物情報については住宅地図より取得するが、不足情報は現地にて補足調査を行う。

表1 評価対象区間（令和5年度報告）

番号	路線名	センサス番号 (平成27年度)	延長距離 (km)
1	一般国道2号	10010	3.0
2	一般国道2号	10020	2.9
3	一般国道2号	10040	1.3
4	一般国道182号	10900	2.0
5	主要地方道福山鞆線	40270	3.5
6	一般県道坪生福山線	62710	1.7
合計			14.4

2-3 要素設定

発注者が策定した計画に基づき、表1に示す6区間について、面的評価支援システムにより騒音推計を実施するために必要な以下の設定を行うものとする。

(1) 道路設定

- ① 道路平面線形要素の設定
- ② 標準断面の設定
- ③ 道路交通センサス区間の設定

(2) 沿道設定

- ① 市区町村エリアの設定
- ② 都市計画用途地域の設定
- ③ 環境基準類型指定地域の設定
- ④ 評価区間の設定

※「2-2 (1) 道路調査」の結果より、監視の対象となる道路について、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割して評価区間を設定する。

- ⑤ 道路端の設定
- ⑥ 道路に面する地域の設定
- ⑦ 距離帯の設定
- ⑧ 近接空間の設定
- ⑨ 街区の設定
- ⑩ 建物の設定

※「2-2 (2) 沿道調査」の結果より、住宅地図の情報を適宜補正する。

- ⑪ 立地密度
- ⑫ 印刷用メッシュ作成

(3) 騒音設定

- ①騒音測定地点
- ②騒音測定データ

※上記①、②の設定に際し必要な本業務評価区間の測定データ等については、発注者が本業務の受注者に別途実施した沿道騒音レベルの実測データ等を提供する。

2-4 騒音推計

発注者が策定した計画に基づき、表1に示す6区間について、前述の「2-1 初期設定」及び「2-3 要素設定」により設定した内容をもとに以下の設定、作業を行うものとする。

(1) 騒音推計前

- ①騒音基準位置の設定
- ②騒音レベルの設定

※上記②の騒音レベルの設定のうち、基準点騒音レベルの確定に際しては、「2-2 (1) 道路調査」の結果から、評価区間別に適宜補正を行うものとする。

※上記②の騒音レベルの設定のうち、残留騒音レベルの確定に際し必要な本業務評価区間の測定データ等については、発注者が本業務の受注者に別途実施した背後地騒音レベルの実測データを提供する。

(2) 騒音推計

- ①データチェック
- ②沿道情報
- ③データ照査・諸元
- ④推計
- ⑤常時監視フォーマット作成
- ⑥一括表示用レイヤ作成

2-5 報告書作成

(1) 業務報告書

道路調査結果、常時監視結果、評価マップ等を取りまとめて常時監視報告書を作成する。

(2) 常時監視フォーマット

令和5年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）に基づき、報告ファイルを作成する。

常時監視フォーマットの報告に当たって、騒音レベル等高線図、騒音レベル減衰横断図等を参考にして、沿道建物の騒音暴露状況が妥当であるか検証後に報告する。

(3) 環境GISフォーマット

令和5年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）に基づき、環境GISフォーマットを作成する。

なお、結果報告様式が変更された場合は、最新の様式により報告書等を作成する。

2-6 過年度評価結果の活用

本業務の評価対象区間（表1参照）以外の区間で、過年度に評価を実施済みの表2に示す区間については、「面的評価支援システム操作マニュアル（別冊）過年度データの活用方法編」を参考のうえ、本業務の評価対象区間と併せて報告することとする。

なお、過年度評価済み区間と本業務の評価対象区間が交差する場合には、交差する街区について改めて推計を行い、過年度評価済み区間の“評価の実施年度”を2023年度（令和5年度）に変更して報告することとする。

表2 評価対象区間（過年度報告）

路線名	センサス番号 (平成27年度)	延長距離 (km)	評価実施年度
一般国道2号	10030	2.3	2017年度（平成29年度）
一般国道2号	10050	2.3	
一般国道2号	10060	2.9	
一般国道2号	10070	4.1	
一般国道2号	10480	2.3	
一般国道2号	10490	1.4	
一般国道182号	10890	5.3	
一般国道313号	11420	1.3	
一般国道313号	11430	4.0	
一般国道313号	11440	3.9	
一般国道486号	12390	3.0	2019年度（令和元年度）
一般国道486号	12400	4.0	2020年度（令和2年度）
一般国道486号	12410	4.4	
主要地方道福山鞆線	40260	3.8	2021年度（令和3年度）
主要地方道鞆松永線	41260	7.6	
主要地方道鞆松永線	41270	3.6	2022年度（令和4年度）
主要地方道福山尾道線	41500	3.6	
主要地方道神辺大門線	42110	4.2	
一般県道福山港線	61060	1.8	
一般県道加茂福山線	62870	3.3	
一般県道加茂福山線	62880	3.7	
市道北吉津曙線	207001*	4.4	
市道福山駅手城線	207002*	6.7	
市道福山駅手城線	207003*	2.6	
合計		86.5	

※道路交通センサスの対象外路線。

2-7 令和6年度以降の実施計画（案）の作成

令和5年度に福山市が策定した「令和5年度 自動車騒音常時監視の実施計画」を基に、現状の福山市内の道路交通情勢を把握したうえで当該計画の見直しを行う。

上記の結果及び本業務での評価結果を踏まえ、発注者との協議により「令和6年度 自動車騒音常時監視の実施計画（案）」を作成する。

3. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

名称	媒体	部数	備考
1. 報告書			
(1) 業務報告書	紙媒体	1部	令和5年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる。
	電子媒体	1式	
(2) 自動車騒音常時監視結果報告 （様式1-1～様式3-2）	紙媒体	1部	
	電子媒体	1式	
(3) 位置図 （騒音測定地点、評価区間）	紙媒体	1部	
	電子媒体	1式	
(4) 詳細図 （騒音測定地点の平面図、横断図）	紙媒体	1部	
	電子媒体	1式	
(5) 環境GISフォーマット	電子媒体	1式	
2. システムデータ	電子媒体	1式	
3. 令和6年度 自動車騒音常時監視の実施計画（案）	電子媒体	1式	令和6年度自動車騒音常時監視実施計画作成要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる。